

公立大学法人秋田県立大学における反社会的勢力への対応方針

平成31年3月27日

役員会決定

公立大学法人秋田県立大学業務方法書第13条第2項の規定に基づき、公立大学法人秋田県立大学（以下「本法人」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係遮断を明確にするため、以下のとおり「反社会的勢力への対応方針」を定める。

（関係の遮断）

- 1 本法人は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては、その理由の如何を問わず、断固として拒絶する。

（組織的な対応）

- 2 本法人は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、学生、教職員及び役員の安全を確保しながら、組織全体で適正に対応する。

（外部専門機関との連携）

- 3 本法人は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

（資金提供等の禁止）

- 4 本法人は、反社会的勢力による不当要求が、業務活動上の不祥事や学生、教職員及び役員の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は、絶対に行わない。

（法的対応）

- 5 本法人は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的對抗措置を講ずるなど、断固たる態度で対応する。

附 則

この方針は、平成31年3月27日から施行する。